

国自情第18号の2
令和2年5月21日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長



自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に通知いたしましたので、この旨傘下会員に周知いただきますようお願い申し上げます。